

事務連絡
令和4年6月20日

公益財団法人 日本眼科学会 御中

厚生労働省医政局医事課長

医師の勤務環境把握に関する調査への協力依頼

平素から厚生労働行政の推進に格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)の施行にともない、令和6年度より医師の時間外労働の上限規制が適用されます。これに向けて、令和2年12月22日に公表された「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめでは、「医師の勤務実態調査は上限規制適用開始前に実施する方向」とされております。これを受け、医師の勤務実態を早急に把握することが必要であることから、厚生労働省においても都道府県及び病院を対象として調査を行ってきました。

さらに、医師個人を対象とした調査として、平成28年及び令和元年に行ってきた医師に対する勤務時間調査に引き続き、厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学推進研究事業「医師の勤務環境把握に関する研究」(研究代表者：小池創一)において、施設及び医師個人を対象とした、医師の勤務環境把握に関する全国大規模調査が行われることとなりました。

本研究事業における調査結果は、令和6年4月の施行に向けて、医師の労働時間の短縮が進んでいるかを確認するとともに、特に働き方改革の取組を推進すべき対象を明らかにするために有用なものになると考えております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、会員施設への周知及び協力依頼について特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

以上

※本調査の医師調査票は、一部の医療機関にのみ送付されております。医師調査票が届いていない医療機関等につきましては、施設調査票のみご回答いただきますようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

「医師の勤務環境把握に関する調査」事務局
PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

電話番号：0120-863-865 (平日 10時～17時)

※問い合わせ対応の窓口は株式会社サーベイリサーチ
センターが担当しています。

令和4年6月吉日

各医療機関の長
各介護老人保健施設の長 各位

医師の勤務環境把握に関する調査(ご依頼)

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年4月の医師に対する時間外労働上限規制適用を控え、規制の具体的な在り方や労働時間の短縮策の検討等、医師の働き方改革に向けた様々な取組が進められているところです。

これらの議論にあたっては、医師の勤務の実態を正確に把握することが大前提となることはいまでもありません。そこで本調査では、直近の医師の勤務状況の現状把握を行うとともに、今後の医師の働き方改革の議論の一層の推進に向けた基礎資料を得ることを目的として、医師の勤務環境把握に関する調査を実施することといたしました。

つきましては、御多忙中のところ誠に恐縮でございますが、下記本調査に対して、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

- ・ 調査名：医師の勤務環境把握に関する調査
- ・ 調査対象：全国全ての病院と無作為抽出された診療所並びに介護老人保健施設等
- ・ 調査の種類：①施設調査(対象：上記の全施設)
②医師調査(対象：【病院】無作為抽出された1/2の施設の全医師、
【それ以外の施設】上記施設の全医師【いずれも非常勤を含む】)
※医師調査では、令和4年7月11日(月)～17日(日)の勤務時間の記録も
お願い致します。
- ・ 回答期限：令和4年7月25日(月)
- ・ 実施要領：別紙参照

以上

- 厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学推進研究事業
「医師の労働時間把握に関する研究班」研究代表者 小池創一
- 「医師の勤務環境把握に関する調査」事務局
厚生労働省委託事業受託者 PwC コンサルティング合同会社
- お問い合わせ先 0120-863-865(平日10時～17時)

(別紙)

「医師の勤務環境把握に関する調査」実施要領

施設調査票

- 施設調査票は、貴施設の事務責任者の方が回答してください。
- 回答した施設調査票は、添付の返信用封筒(水色)に入れて、**7月25日(月)までに投函してください。**
- なお、封筒の受付先は、PwCコンサルティング合同会社から委託した株式会社サーベイリサーチセンターとなっております。
※ 本状及び施設調査票のファイルは、次項「医師調査票」に記載の調査専用ホームページからもダウンロードいただけます。
※ なお、大変申し訳ございませんが、施設調査票にはオンラインでの回答はございません。

医師調査票

- まず、**医師調査票が同封されているかご確認ください。**同封されていれば医師調査票の対象施設、同封されていなければ医師調査の対象ではありません。

<医師調査票が同封されている施設の方>

- 医師調査票及び返信用封筒(茶色)は、貴施設に従事する全ての医師(非常勤を含む)に1部ずつ配布してください。また、**貴施設で配布した医師調査票の枚数を施設調査票(問1⑦)に記載してください。**(医師調査票の配布がなかった場合は、0枚と記載してください)
- 医師調査では、**令和4年7月11日(月)～17日(日)の勤務時間の記録**もお願い致します。記録ができるよう、調査票・返信用封筒の配布をお願い致します。
- **オンラインでも回答できる**よう調査専用ホームページを設置しています。紙の調査票もしくはオンラインのどちらで回答いただいてもかまいませんが、**いずれか一方で回答**いただきますようご周知をお願いします。

調査専用ホームページURL <https://www.hatarakikata2022.jp>



- 医師調査票や返信用封筒(茶色)が不足した場合は、お手数おかけいたしますが、事務局のフリーダイヤル(0120-863-865)までご連絡ください。不足分を郵送させていただきます。なお、医師調査票については、大変恐縮ですが、貴施設にて不足分をコピーして配布していただくか、**調査専用URLからダウンロードして印刷していただくことも可能です。**
- 回答した医師調査票は、**医師個人が添付の返信用封筒(茶色)に入れて、7月25日(月)までに投函**されるよう、貴施設においても周知等のご配慮をお願いします。なお、封筒の受付先は、PwC コンサルティング合同会社から委託したサーベイリサーチセンターとなっております。
- なお、ご回答される医師が2か所以上の勤務先で本調査の医師調査票を受け取られた場合、重複してご回答いただく必要はございません。調査票の回答は1つのみでお願いします。

※ 本調査の分析は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学推進研究事業「医師の労働時間把握に関する研究班」(研究代表者:自治医科大学 小池創一)及び厚生労働省委託「医師の勤務環境把握に関する調査」事務局(受託:PwC コンサルティング合同会社)にて行います。